

社会的責任の 背景にある 倫理・正義・善

豊田 尚吾
Written by
Shogo Toyota

はじめに

2010年11月、「企業の社会的責任」(以下、CSR)に関係の深い国際規格であるISO26000が発行された。もちろん、これがCSRの全てをとらえているわけではない。しかし、一つの貴重な参考として、様々なCSR議論の足がかりになることは間違いない。

ISO26000に関しては、今号の特集の中でも論じられているため、ここで再びその全体を対象に検討はしない。ただ、ISO26000の重要な理念として、「この国際規格は、組織の大小を問わず、先進国、途上国のどちらで活動するかを問わず、民間、公的及び非営利のあらゆる種類の組織に役立つように意図している」があることは再度確認しておきたい。

なぜなら、生活者の視点を重視するならば、「企業」に限らず、「社会的責任」という考え方のものが重要になるからである。ISO26000は社会における全ての主体ではなく、あくまで「組織」を対象にしている。しかし、実際には生活者、あるいは個人の社会的責任も、組織のそれと劣らず重要である。したがって、本稿では組織のみならず、「個人」あ

るいは組織化されていない集団も含めて、それらが担う社会的責任という考え方の意味を考えていきたい。

誤解のないように断っておくが、ISO26000は組織の社会的責任のみが重要で、個人のそれはどうでもよいという態度をとっているわけではない。例えば「消費者課題3」として、「持続可能な消費」を掲げ、消費者のあるべき対応に言及している。

しかし、このガイドラインはあくまで組織に焦点をあてており、それらがどのように消費者課題の解決を支援できるかといった「視点」でまとめられている。したがって、本稿はISO26000が想定する適用範囲を越えた「社会的責任」を検討の対象とすることになる。それは本稿がISO26000を軽視するということを意味しない。実際、ISO26000は社会的責任に関する言葉を明確に定義している。したがって、まずはそれを参考に、社会的責任とは何かという基本を共有化することを試みたい。

その結果として、社会的責任という考え方の背景にある倫理や正義というものを、より深

く考察する必要があるという認識が導かれる。この問題を検討することで、社会的責任の基礎となっている理念に対する理解を深める。それが本稿の目的である。

それを通じて、現在あるいは将来の世代にとって重要な考え方になるであろう「社会的責任」が、より意味のある存在として、受け入れられることになると考えている。

注記：持続可能な発展とは、質の高い生活、健康及び繁栄という目標を、社会的正義及び地球の生命の多様な状態での維持と統合することである。これらの社会的、経済的及び環境的な目標は相互に補強し合っている。持続可能な発展は、社会全体のより広い期待を表現する方法だと考

ISO26000で定義する社会的責任

ISO26000(第1版)では「箇条番号2」において「用語及び定義」を設け、厳密な議論のための基礎を用意している。そこで本稿において重視している項目について、その定義を引用したい。

まず、肝心の「社会的責任」である。(2・18)において、社会的責任(social responsibility)は以下のように定義されている。

「社会的責任(social responsibility)：組織

(2・12)の決定及び活動が社会及び環境(2・6)に及ぼす影響(2・9)に対して、次のような透明かつ倫理的な行動(2・7)を通じて組織が担う責任

●健康及び社会の繁栄を含む持続可能な発展(2・2・3)に貢献する

●ステークホルダー(2・2・0)の期待に配慮する

●関連法令を遵守し、国際行動規範(2・11)と整合している

●その組織(2・12)全体に統合され、その組織の関係の中で実践される

注記1：活動は、製品、サービス及びプロセスを含む注記2：関係とは、組織の影響力の範囲(2・19)内の活動を指す

特定の語句の後ろに(2・x)という記号が付いている場合がある。これはその語句の定義がさらに存在することを示している。社会的責任の定義で用いられており、その中でも特に重要な「影響」「倫理的な行動」「持続可能な発展」「国際行動規範」という語について、さらに定義を確認しよう。

「影響(impact)」：全体または部分的に、組織の過去及び現在の決定及び活動の結果として生じる、社会、経済または環境へのプラスまたはマイナスの変化

「倫理的な行動(ethical behavior)」：特定の状況において正しい、またはよいと一般に認められた原則に従っており、国際行動規範(2・11)との整合がとれた行動

「持続可能な発展(sustainable development)」：将来の世代の人々が自らのニーズを満たす能力を危険にさらすことなく、現状のニーズを満たす発展

「国際行動規範(international norms of behavior)」：国際慣習法、一般に受け入れられている国際法の原則、または普遍的もしくはほぼ普遍的に認められている政府間合意から導かれる、社会的に責任ある組織の行動に対する期待

注記1：政府間合意には条約及び協定も含まれる
注記2：国際慣習法、一般に受け入れられている国際法の原則、及び政府間合意は、主として国家に向

けられるものではあるが、あらゆる組織が目指すことのできる目標及び原則を表現している
注記3：国際行動規範は時間とともに進化する

面倒な作業ではあるものの、定義に用いられている、それぞれの語句をたどっていくことにより、最初の定義が本当に示したかったことが見えてくる。厳密さを犠牲にして、分かりやすく言い換えれば、次のようになるのではないか。

組織が担う社会的責任とは、以下のようなことである。まず、その組織は自らの目的実現のため、その組織が持つ自由の範囲内で社会に働きかける。生産、情報発信、ネットワーク形成、その形は様々である。その結果、社会、

経済や環境に対してなんらかの影響が及び、プラスあるいはマイナスの変化が生じる。当然、そこでは何がプラスで何がマイナスかという評価の問題が生じ、社会の中でその評価基準は合意されていなければならない。

ある組織が自由に選択した行動が、社会（経済、環境を含む）に対してなんらかの結果をもたらした場合、その結果に対して組織は責任を負う。プラスであれば報酬や称賛がその対価として与えられる。問題はマイナスの影響が生じた場合である。それは社会の評価基準に照らして善ではない（悪）、あるいは正義ではない（邪）とみなされるものであり、一般に結果のみならず、結果に至るプロセスも評価の対象となる。

マイナスの影響に対し、責任主体であるその組織は内容が明らかで、社会の中で正しいと認められたルール（＝倫理）に基づいた行動で、保障をすべきである。それは持続可能な発展に貢献するものでなければならない。より具体的には、将来世代が得るべき善を毀損しないように配慮し、生物の多様性も維持した上で、現在世代の経済的繁栄をはじめとする善の増大を実現することである。そしてそれが社会的正義の一部とみなされる。

なお、正しいと認められたルールに関しては、完全義務（守らなければならない義務）である国内法に基づくことはもちろん、国際的な慣習法、条約との整合性も求められる。その上で、組織が属する社会の規範が合意され

ていればそれがルールとなる。

その他、多様な利害関係者に対する^{おもむきか}慮りや、組織内での整合性維持も必要である。

以上、美しく整理されてはいないものの、で

社会的責任の背後にある、倫理・正義・善

前節の言い換えは、あくまでISO26000の定義に基づいた、筆者なりの解釈であり、もちろん絶対的なものではない。実際、一部、拡大解釈しているところもある。しかし、これを、社会的責任を議論するための、ひとつの足がかりとしてみたい。特に、ここで注目したいのは、社会的責任という言葉の背後に、倫理、正義、善といった概念が定義を支える基礎として明示されていることである。

このように考えると、責任の根拠となる、社会に対するマイナスの影響をいかに把握し、いかに評価するのか、すなわち、善（悪）の把握と評価がまず問題となる。実際のところ、社会は複雑な相互依存関係にあり、明確な因果関係を抽出することが困難な場合も多い。ある種のフェアトレードのように、構造が明らかかなものを除き、基本的には企業の判断やステークホルダーのクレームといったものに評価を依存せざるを得ないのが実態なのではないか。そのような場合、実質的な正当性をどのように確保するのは大きな課題である。

きるだけ分かりやすくISO26000で考えられている「社会的責任」を説明すると、このようになるのではないか。そうだとすれば、それは単に組織の社会的責任に限らず、個人についてもかなりの程度あてはまるように思う。

加えて、どの程度の責任を負うのかという査定についても同様の問題を抱えている。

さらに、もし事実関係が把握できたとしても、それが正しいか正しくないか、あるいは問題を保障するための倫理的行動が正しいか正しくないかの判断も難しい。ISO26000では「特定の状況において正しいまたはよいと一般に認められた原則」という表現を用い、国際行動規範と整合性がとれているとの制約条件のみ課しているが、それがどのようなものであるかということの特定や精査は、ISO26000を活用しようとする組織、あるいは社会にとっては不可欠の作業になる。なお、ここで「正しいまたはよい」と述べられている。「正しい」は正義であり、「よい」は善をもたらすという意味であるところらえている。

いずれにせよ、社会的責任について、広く合意するためには、その背景にある倫理や善、正義、あるいはそれらの把握や評価に関する、社会的な討論と合意が必要であるとの問題意

識を導いたと考える。

したがって、次節以降では、社会的責任に

関係する倫理や正義について、議論の切り口を提示し、検討していく。

責任に対する考え方の相違

前節のように社会的責任を定義したとして、これでその考え方が共有化できるかということ、それほど簡単ではない。それが本稿での問題意識だ。ある主体に責任が存在する、あるいは発生することが認められるための必要条件として、大澤（101～102頁、2011）は次のように述べる。

リベラリズムの観点からは、①人間が人間である以上は発生する自然の義務 ②自分が自由な選択によって合意した義務。前者は基本的人權の尊重や人をだまさないということ、個人のみならず、組織にもあてはまる。後者は他者との約束はもちろん、ある財を販売した結果、生じた不具合などに責任を持つということも含まれる。これも個人と同様に組織の責任としても認められるものである。

これに加えて、コミュニタリアン（共同体主義者）は、自分が選んだわけではない、偶発的なつながりに対しても責任を負うと考える。例えば、日本人である以上、日本という国が過去に犯した過ちがあるとするならば、その時代に生まれていなくとも、なんらかの責任を感じることを認める立場に立つ。

組織においてもそれはあてはまるのだろうか

か。例えば、関西を地盤に事業活動を行う会社は、関西の文化や伝統を育むことに対する責任を持つのかどうか。これに関しては様々な意見があるだろう。リベタリアン（自由尊重主義）的な考え方を支持する人は、より責任の範囲を狭く、例えば法的責任のみに留めるべきだと考えたと推測できる。

その理由は、責任の背後にある正義について考える場合に重視するものが、効用主義（功利主義の一種）、義務論、共通善といったように、それぞれに異なっているからである。したがって、ISO26000の「特定の状況において正しい、またはよいと一般に認められた原則」とは何かを合意することは簡単ではないのだ。

実際、同じ組織や会社の中でも、どこまでが自社の社会的責任の範囲なのかについて、様々な意見が対立することは稀ではない。そこに絶対的な正解はないため、本人（個人）の信念だけでなく、各人が現在ミッションとして背負っている業務の事情に引きずられることも多い。例えば、業績にシビアな結果を求められる営業部署と、渉外を担当する部署では自ずと利害関係も異なり、主張も違ってくるはずだ。

るはずだ。

ただ、時代の流れとしては、責任の範囲を広くとらえる方向に進みつつあることはISO26000も指摘している。例えば、先ほどの関西に地盤を置く企業が、京都や奈良の文化に対して無理のない範囲で貢献する場合、筋が通らないといった非難が株主から押し寄せてくるとは考えにくい。その意味では、コミュニタリアンが主張するような、共同体（コミュニティ）を持つ共通善というものが一部認められているのかもしれない。

しかし、これに対し大澤（115～117頁、2011）は、コミュニタリアンの考え方の基礎にある共通善、すなわち、共同体の中にあつて、自らがコミットすべき「物語」が喪失しつつあるのが現代の特徴ではないかと主張する。それはコミュニタリアンが資本主義という、現代社会の基本的理念を基礎として持つていないからだと述べているが、その詳細は同書に譲りたい。

いずれにせよ、成熟した資本主義（市場主義）段階にあり、個人主義が浸透しつつある日本において、日本人が一つの物語を共有することは困難であるとの認識だ。物語とは終わり、即ち目的因（テロス）を持ち、それに向かって進んでいくという方向性を持つ。

しかし、豊かになって先進国の仲間入りを果そうだとか、人口を増やして活気のある町を日本中につくろうといった目標は、すでに達成してしまっていたり、リアリティがなかつ

たりして、私たちが共有すべき物語たり得ないというわけだ。

このように、共同体が共有できる共通の物語に頼れないとする、そのときISO26000は「持続可能な発展」を目的(テロス)の代替物として採用しようとしているように思える。もちろん、これは人類に普遍的であるという意味で特定のコミュニティに特有の共通善ではないし、破綻を避けるだけという意味で、積極的な善を目指しているわけではない。

とはいえ、持続可能性という考えは、見方によっては暗黙のうちに現状を肯定しているのかもしれない。つまり、それぞれのコミュニティの歴史や伝統を尊重し、守っていくこととする姿勢ともいえる。場合によっては、資本主義が肯定するイノベーションに対立する考え方につながりかねない。

持続可能な発展という言葉は消極的な価値提示であり、結果として誰にとっても抵抗感の少ないスローガンとなっている。ただ、比較的万人に受け入れやすい善ではあるものの、それを具体化したり、突き詰めて考えたりする場合には、各人、あるいは各組織が持つ基本的な社会哲学が対立し、合意できなくなる可能性を持っていることは忘れてはならない。

つまり、持続可能性という言葉の裏にある理念や前提は、必ずしも誰もが納得するものではないかもしれないということを肝に銘じる必要がある。

いうまでもなく、ISO26000は完成されたガイドラインではなく、あくまでぎっかけにすぎない。これをもとに、その背景に

潜在能力アプローチから見た社会的責任

個人を完全に独立した存在とみなすリバタリアンやリベラルに対し、各人(場合によっては組織も含まれる)が生まれ育った歴史やコミュニティの意味を重視し、「負荷のない自己」を否定するのがコミュニティアンと考えよう。彼らに、同意するかどうかは別として、誰でも一定の理解はできるように思う。

しかし、前節で述べたように大澤(2011)は、現代が物語性、つまりは共通善になり得るコミュニティの目的を設定することが困難になっていることを指摘した。そして、今一度、リベラル、あるいは共通善を超えた普遍性(普遍的正義)の可能性を見出そうとしているようだ。

それに対するコミュニティアンの反論もあるだろう。リベラルの中でも異なった考え方があるはずだ。その中でヒントになるのは潜在能力(capability)の可能性と、その理論化に対する努力ではないかと考える。

潜在能力とはいうまでもなくアマルティア・センの主張する積極的自由の内容を表すキーワードである。セン&後藤(2008)によれば、自由とは「本人が価値をおく理由のあ

ある理念の部分をもっと深く考えることが求められるようになるはずだ。次節ではそのような取り組みを試みてみたい。

る生を生ぎられる」ことである。このような自由を保障すること、そのために必要な制度的諸条件の整備を経済学の目的と考えている(17頁)。

効用(善)、あるいは選択(顕示的選好)を重視することは、暗黙裏に意思決定が自己責任に基づくことを前提とするが、合理的な意思決定の能力を万人が有しているわけではない。それは例えば、十分な教育を受けていない社会的弱者の場合などである。

そうであるならば、「本人の選択や意思はひとまず留保したうえで、本人の利益を直接、社会的に保障しながら、本人が自分の真の利益に合う選択をなすために必要な力(合理性や推論、想像力、共感)の修得機会、あるいはそのような力の発揮を支える条件の整備を行う方が妥当ではないか」(18頁)。そしてそのような条件を整えることは社会の義務である、つまりは社会的責任の範疇に入るとの主張だ。

この考えは、異なる思想を持つ集団から様々な批判にさらされた。実際に、そのような条件が具体的にどのようなものであるかについての合意を得ることは簡単ではない。その

方法論に関しては、センたちの挑戦が継続しているところであるが、基本的には社会選択の問題、ひいては民主主義のあり方に帰着する。

そこで重要なことは、単に個人の嗜好を統合するというのではなく、「自己の持ち得る多様な関心や自己のなし得る多様な選択の中から、公共的な判断により相応しいものを選択しようという、個人のメタ評価の営みであり、そのような評価を形成する理由を広く公共的に問うような討議プロセスではないだろうか」(22頁)と問題提起している。

周知の通り、個人のエゴのみで形成された集団が、統合された、完全に合理的で民主的な意思決定を行うことは不可能だということが知られている(不可能性定理、あるいはリベラル・パラドックス)。

しかしながら、民主主義的手続きの中、個人の判断に公共性に対する配慮が含まれ、それが討議というプロセスを経ることにより、上記の目的を実現する意思決定がなされる可能性に言及しているのである。

ここで社会的責任に話を戻したい。仮に前記のような可能性が広がり、現実的だとみなされるようになったとしよう。すると、今述べたような制度的な整備を目的と定め、その実現が社会の義務だという主張にも説得力が増すだろう。そしてそれが持続可能な社会の実現に資するとすれば、それこそが社会的責任と言え換えることができる。

すなわち、その社会に相応しい制度を、公共

心を持った主体(個人、組織)が、公共的な討論を通じて合意し、その実現に努力する。これがISO26000での「正しいまたはよい」と一般に認められた原則」を具体化することになるはずだ。

基礎となる正義や善についての合意形成という過程を経ることにより、ISO26000が定義する「社会的責任」がより明確になることが期待できる。

今一度繰り返し返せば、潜在能力アプローチが理論的にも現実的にも成熟しているとはいえ

最後に

以上、各主体の社会的責任の重要性を認識した上で、それがどのように定義されるのかを、ISO26000をもとに検討してみた。その結果、背後にある倫理や正義、善といったものをどうとらえるかによって、社会的責任も異なったものを示す言葉になり得るという問題意識を示した。

その上で共通善の問題点と、普遍性を実現するための試みとしての潜在能力アプローチの可能性に言及した。

社会的責任というキーワードは今後ますます重要になっていくと思われる。しかし、そうなればなるほど、各人の考え方のずれが顕在化し、問題になるというリスクを持っているのではないかと懸念する。

ず、この枠組みで多くが合意することは現時点では難しい。しかしながら、(消極的)自由、正義、公共善といった、それぞれが重視する価値が妥協できる可能性を秘めた考え方ではないかと考えるのだ。

他にも様々な合意の可能性があるだろう。その意味では潜在能力アプローチはその中のひとつにすぎない。いずれにせよ、より合意可能性の高いアプローチ法を用いて、「社会的責任」の意味と重要性が多くの人々のステークホルダーに共有化されることが必要である。

したがって、社会的責任とは何かについて、より深く検討し続けるといふ姿勢が重要だと主張したい。その際、社会的責任の背景にある、どのような概念について不一致が存在するのか、その根本的な理念の違いは何かを常に意識し、明らかにしようという努力が、蒞蒞問答的な無駄な対立を生まないための心得だと考えている。

(大阪ガス(株)エネルギー・文化研究所所員)

参考文献

- ISO/SR国内委員会(2011)「ISO26000:2010 社会的責任に関する手引き」財団法人日本規格協会
- 大澤真幸(2011)『正義』を考ふる生きづらさと向き合う社会学』NHK出版新書
- セン・アマルティア&後藤玲子(2008)『福祉と正義』東京大学出版会